

現地法制と学校規模の変化に応じた学校経営

— 学校存立基盤確立と教育活動充実の実践例 —

前青島日本人学校 校長

福島県伊達郡川俣町立川俣南小学校 校長 高橋 友幸

キーワード：資格取得、教育局指導に対する取組、新校舎移転、進路指導体制の確立

1. はじめに

青島は中国山東省の南、黄海に面した美しい海浜都市である。中国の各都市は夏には厳しい暑さに見舞われるが、青島は温暖な海洋性気候で避暑地としても有名である。1889年ドイツ租界として開発が進められたということもあり、旧市街には赤い瓦屋根のドイツ風建物も数多く保存され、ヨーロッパの都市を思わせる。旧市街の東には、急速な経済成長を象徴するように、高層ビル群が林立する新市街が発展を続けており、郊外には広大な農業地帯が広がっている。人口は約800万人に達し、北京オリンピックの時にはセーリングの競技会場となった。青島日本人学校は2004年（以下04年）4月に開校したが、私が赴任したのは開校3年目であり、08年度までの3年間勤務をした。以下の表に見るように、児童生徒数の急増期にさしかかり、開校とともに赴任した教職員が、卓越した発想と企画力で作り上げた教育課程や学校基盤であったが、児童生徒数の増加に伴う問題の解決と現地法制に則った学校経営基盤の整備が強く求められていた。

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
児童生徒数	6	22	61	77	89

2. 「中国（青島）で仕事をする。」ということ

中国では法律に対する解釈や対応が、地方政府ごとに異なるだけでなく、窓口担当者によっても異なることがよくあるため、ある地方では通用したことも、青島ではまったく通用しないということがよくあった。さらに、窓口担当者の責任逃れの態度が甚だしいため「たらい回し」にされることは日常的であった。中国人の方と約束はしても「できなかったもの仕方がない。」で済まされることが多く、「ここは中国だから。」と自分に言い聞かせることから始めなければならなかった。しかし、しばらくすると「中国人と顔見知りになる。」「まずやってみる。」「結果が出てから考える。」といった、日本人から見れば極めていい加減に思える、中国式の考え方や手法が身に付き、現地なりの方法で問題の解決に当たれるようになった。

3. 課題とその解決に向けた具体的な取り組み

青島日本人学校は、私が赴任する前年の05年3月に文部科学省より在外教育施設としての認定を受けたのと、「外籍人員子女学校的暫行管理弁法」により05年10月に「中華人民共和国民弁学校弁学許可証」（私立学校の認可証、以下民弁は私立の意）の交付を受けていたのみで、それ以外の資格取得はまったく手つかずで残されていた。また、日本から投資を呼び込むため、数々の優遇策を講じ日本人学校設立を支援する他の市政府とは違い、青島日本人学校には何らの優遇策も無かった上、営利を求めない日本人学校の特殊性さえ認められておらず、他の私立国際学校と同様、現地法制に則った学校経営をするよう強く指導されるばかりであった。3年間の在任中、事務長が雇用されなかったこともあり、自らの手で一つ一つ手探りで問題を解決してきた。

(1) 赴任時にすぐに取り組まなければならなかった課題

① 児童生徒増に伴う教室の確保と新校舎建築・移転

04年の開校以来、現地語学学校である青島華文語言修学院の寄宿舎を借り受け、教室に改造し授業を行ってきたが、06年4月からは小学1年から中学3年までの全ての学年に児童生徒が在籍するようになり、1,500㎡に増床をした。07年10月には小学部2年生が19名に達したため、新校舎の竣工が待たれたが、校舎建築が一向に進まないため、賃貸借契約の更新を繰り返すこととなった。

05年10月には青島市副市長臨席の下、既に定礎式を終了していたにもかかわらず、完成は08年8月であり約4年を要した。引っ越しを8月に実施はしたものの、1階の廊下はコンクリートむき出し、水道も出ない、電話も使えないという状況であったため、保護者説明会を開き、2学期始業式を3日遅らせることで了解は得た。しかし、シックハウスに対する不安から、安全が確認されるまでは登校させないという保護者が現れ、全校生がそろったのは教室内のホルムアルデヒドの検査が終了した9月9日であった。校舎の一部では工事が続けられていたが、10月には宮本雄二全権大使や張副市長など多くのご来賓のご臨席をいただき、新校舎完成記念式典を挙行し、新校舎移転に一区切りを付けることができた。

② 青島市教育局社会力量弁事処（私立学校を管轄する部署）の指導に対する取り組み

(ア) 学校の法人登記、「収費許可証」の取得

現地法制に照らして問題が無いよう、学校の設立基盤を固めることが急務であった。民政局発行の民弁非企業登記証（以下登記証）取得を最初に行うべきであることが分かったが、蘇州日本人学校には交付されていた登記証が、なぜか青島市民政局は国際学校には交付しておらず、質量技術監督局で06年6月機構コードを取得し法人登記証として使用した。機構コードと登記証のどこが違うのかは3年間分からなかった。機構コード取得後、07年5月には物価局で収費許可証を取得することができ、中国国内で入学金や授業料を徴収できる正式な根拠を得ることができた。

(イ) 「聘請外国專家單位資格認可証」（以下認可証）の取得

06年当時、外国人専門家証（以下専門家証）は外事弁公室で交付を受けていた。出入境管理局に1年間の居留申請をしたが、專家局発行の専門家証でなければ受け付けないと出入境管理局の回答で、同じ専門家証なのになぜだめなのか分からず難渋した。出入境管理局から次年度以降は認可証を取得しない限り居留証は交付しないと通告されたので、06年8月に山東省專家局に認可証の申請を行った。しかし、申請は山東省專家局で止まったままとなり、07年8月に市の專家局、教育局、出入境管理局の本校への現地調査はあったものの、國家專家局の認可証が交付されたのは09年2月であり、実に2年6ヶ月の月日を要した。09年からは専門家証の発行が專家局に統一されたので、認可証を取得しておいて良かったと帰任を前にして思った。

(ウ) 青島日本人学校法人名義の銀行口座の開設

機構コード等がなく法人名義の口座が開設できなかったことから、授業料収入等の公金は校長個人名義の口座で管理していた。しかし、金額が大きくなってきてたことや小切手による授業料納入の希望があったこともあり、06年12月に青島日本人学校名義の口座を開設することができた。本来、法人名義の口座開設には税務登記後でなければ不可能であるが、「今日だめでも明日は大丈夫かもしれない。」という中国銀行支店長のアドバイスにより申請したところ、書類不備のままでも通ってしまったというのが実情である。この辺は中国のおもしろいところである。

(エ) 青島市教育局年末検査の受検及び税務登記、営業税、企業所得税、個人所得税

青島市教育局は、全ての民弁学校に対し内容検査と財務検査からなる年末検査を行っていた。内容検査は児童生徒数や教職員情報、学校の敷地や校舎の状況を報告するものでさほど問題ではなかったが、財務検査は、一年間の収入支出状況に領収書の全てを貼付した資料を提出しなければならないため、公認会計士と契約し作

成をした。06年は内容検査のみで財務検査は免除されたが、学校の税務登記と青島地方税務局（以下青島地税）製の領収書を使用するよう指導された。07年は内容検査、財務検査ともに受検し、内容検査は特に問題はなかった。財務検査資料には青島地税製領収書の貼付が不可欠であったため、11月から青島地税製領収書を使い始めた。08年は税務登記はしていなかったが、内容検査、財務検査ともに合格した。

財務検査の受検の一環として、地方税である営業税の申告をする必要が生じた。青島日本人学校は「学歴学校」（日本の学校教育法2条に相当）として教育局から認められていたため、営業税そのものは免除されていたが、営業税申告表が教育局から青島地税に回されたとき、教員の個人所得税の納入を迫られる危険性もあった。しかし、そういう事態にはならなかったのは幸いであった。

青島地税はすべての民弁学校に国税である企業所得税を払うよう指導し、教育局は払う必要はないと指導していた。この件は私の帰任までは決着がつかなかったが、このように同じ役所でも横の意思統一がされていないのも中国の特徴の一つである。

私の在任期間中、最も慎重に対応し続けたのが派遣教員の個人所得税の問題であった。私が赴任する1ヶ月前の06年2月に青島地税の職員が2名来校し、前校長に学校の税務登記及び職員の個人所得税納税を要求していた。大使館の教育担当一等書記官に相談したが、他の日本人学校への影響があるため絶対に払うなという指示であった。納税しない根拠を日中租税条約20条に求めたが、青島地税は教育外国專家を短大以上の学校で教える教員と規定しており、個人所得税を払わない根拠はない状態であった。その後日中租税条約19条の規定に根拠を求めるという指導が大使館一等書記官からあったが、私が帰任するまで学校運営理事会は税務登記の決断をしなかったため、青島地税に対して19条が有効なのか否かは、なお不明のままである。

(オ) 講師個人所得税納税の試み

現地採用講師は現地通貨の中国元で給料をもらっているため、個人所得税を払うべきであると06年10月に学校運営理事会が決定したこと、講師の納税実績を積み上げ派遣教員に対する個人所得税課税を避けるねらいもあり、11月に講師を青島地税に赴かせ個人納税を試みた。しかし、まず学校の税務登記を行い、次に涉外課で全員の職員登記をするよう指導された。派遣教員の個人所得税が話題にならなかったのは不幸中の幸いであったが、その後私が帰任するまで講師の納税はできていない。

③ 学校の実態に応じた教育課程の編成・実施

(ア) 進路指導体制の確立と進学事務

06年度には、中学部3年には3名の生徒が在籍していたが、3名とも保護者の都合で帰国できないため、青島市内の国際学校への進学を希望していた。1名の姉が青島第58中学校国際部（中国の中学校は日本の中学、高校に相当する。以下58中国国際部）に日本の高校から編入学していたこともあり、3名全員が58中国国際部への進学を希望した。58中国国際部は英語と中国語で授業をしており、日本人学校の語学教育だけでは不足していることは明白であった。58中国国際部の校長と直談判をした際「日本人はまじめで優秀と聞いているので、可能性を信じ合格させます。」と言ってくれ、3名とも青島日本人学校卒業式の翌日からグレード9に入ることができた。彼女ら3名が、英語を第二言語とするクラスで極めて優秀な成績を残したため、07、08年度ともに1名が希望どおり58中国国際部へ進学した。07年には本校を卒業し日本国内の高校に進学を希望する最初の生徒が1名在籍していた。6月には海外子女教育財団教育相談室長鈴木氏を、北京、天津日本人学校と共同で招聘し教育相談会を開催するとともに、夏休みに担任を日本に出張させ、希望する高校と県教委を回らせ情報の収集に努めるなどの準備を行った。この年に横浜翠嵐高校、08年度には奈良高校、茨城県立竹園高校、常総学院高校と無事進学させることができた。進学実績は保護者の大きな関心事であり、日本人学校へ入学させるか否かの重要な判断材料の一つでもあるので、3年間卒業生全員を無事希望する学校へ進学させることができたことは、

本校にとって大きな財産となった。

(イ) 修学旅行先の検討など当面する課題の解決と教育課程の修正，改善

開校以来2年間，小学部・中学部ともに修学旅行を北京と上海で実施してきたため，06年には中学部ではそのどちらも実施できなくなっていた。中学部の旅行先をまず広州と決め，11年度までの年次計画を立て，教育的価値を勘案し，小学部は上海中学部は北京で固定することとした。また，開校初年度には国際学校に通っていた児童生徒を取り込む必要があったことから，英会話を週3時間習熟度別で指導していたが，保護者の要望がコース別に細分化したことや学校の人的資源に限りがあり指導そのものが不可能になっていたため，06年4月の保護者集会時に，今後学校で指導するのは英語1時間，中国語1時間のみで，それ以上は家庭の責任でお願いしたい旨説明し了解を得た。

このように，当面する課題の解決を図りながら，教育課程を3年間修正，改善し続けた。

(2) 3年間在職したうちに新たに発生した課題

① 「新労働契約法」に対する取り組み

08年1月に施行された新労働契約法は，3回雇用契約を更新すると定年まで雇用し続けなければならないとか，雇用主が一方的に解雇することを禁止するなど中国人労働者の権利を極めて重視した法律である。本校には通訳及び事務を行う現地スタッフ1名雇用し1年更新で契約をしてきたが，このままだと永久雇用契約を結ばなければならなくなるため，外国企業人材派遣会社の派遣社員という形態で雇用期間を3年間とし，次の雇用契約更新時に永久雇用契約を結ぶか否かの判断をすることとした。

② 書籍輸入に対する取り組み

07年4月に施行された「海関総署161号令」は，個人で輸入できる書籍は10冊以下とするなど，印刷物と音楽映像製品の輸出入について厳しい規制を設けた法律である。それを超える場合は，輸出入手続きの代行業者に依頼しなければならないが，青島には資格を持った代行業者が無いため，青島では児童生徒用のワーク類を直接輸入することが08年度からは事実上不可能となった。大使館の紹介で新聞出版省傘下の天津の業者見つけ，日本より購入したワークブック，ドリル，図書の通関させたが，社会科のワークブック，ドリルは領土問題，歴史問題により差し止められ，日本に送り返さざるを得なかった。しかしそれも後期教科書とともに梱包され9月には手元に届いた。書籍等の輸入を，天津に陸揚げし，天津で検閲を受け後通関し，陸路で青島まで輸送するという新しい輸入ルートを開拓できたことは，時間と多額の費用がかかったが意義は大きかった。

4. 最後に

在任中様々な問題に対処してきたが，計画性が有ったわけではなく，目の前に起きた問題に手探り状態で取り組み，一つ一つ何とか解決してきたというのが実情であるが，この3年間を振り返ってみると極めて充実していた。異なる政治体制や歴史認識を持つ国で仕事ができたと，理事会や大使館の方々など教育関係以外の人々と知り合うことができたおかげで，視野が広がり人間としての幅も広げることができたと感謝している。